

兵庫県福祉医療費助成制度 の適正な利用について【別紙】

令和8年7月診療分からの レセプトの記載事例

	No.	事例
支払基金	基-1	国公費併用（自立支援（精神通院）と重度精神障害者医療）で異点数
	基-2	国公費併用（小児慢性とこども医療）で同点数
	基-3	国公費併用（小児慢性とこども医療）で福祉医療助成なし、患者負担なし
	基-4	国公費併用（指定難病と重度心身障害者医療）で福祉医療助成なし、患者負担あり
	基-5	国公費併用（小児慢性とこども医療）で福祉医療助成なし、患者負担あり
	基-6	国公費併用（自立支援（精神通院）と重度精神障害者医療）で同点数（高額あり）
	基-7	国公費併用（自立支援（精神通院）と重度精神障害者医療）で異点数（高額あり）
	基-8	国公費併用（小児慢性と乳幼児医療）で同点数（高額あり・限度額認定あり）
	基-9	国公費併用（小児慢性と乳幼児医療）で異点数（高額あり・限度額認定あり）
国保連	国-1	国公費併用（自立支援（精神通院）と重度精神障害者医療）で異点数
	国-2	国公費併用（小児慢性とこども医療）で同点数
	国-3	国公費併用（小児慢性とこども医療）で福祉医療助成なし、患者負担なし
	国-4	国公費併用（指定難病と重度心身障害者医療）で福祉医療助成なし、患者負担あり
	国-5	国公費併用（小児慢性とこども医療）で福祉医療助成なし、患者負担あり
	国-6	国公費併用（自立支援（精神通院）と重度精神障害者医療）で同点数（高額あり）
	国-7	国公費併用（自立支援（精神通院）と重度精神障害者医療）で異点数（高額あり）
	国-8	国公費併用（小児慢性と乳幼児医療）で同点数（高額あり・限度額認定あり）
	国-9	国公費併用（小児慢性と乳幼児医療）で異点数（高額あり・限度額認定あり）
	国-10	国公費併用（指定難病と高齢重度心身障害者医療）で同点数（高額あり）（後期）
	国-11	国公費併用（指定難病と高齢重度心身障害者医療）で異点数（高額あり）（後期）
	国-12	国公費併用（自立支援（更生医療）と高齢重度心身障害者医療）で同点数（高額あり・限度額認定あり）（後期）
	国-13	国公費併用（自立支援（更生医療）と高齢重度心身障害者医療）で異点数（高額あり・限度額認定あり）（後期）
	国-14	国公費併用（自立支援（精神通院）と重度精神障害者医療）で同点数（任意給付あり）
	国-15	国公費併用（自立支援（精神通院）と重度精神障害者医療）で異点数（任意給付あり）

基-1)国公費併用(自立支援(精神通院)と重度精神障害者医療)で異点数

診療報酬明細書(医科入院外)										1 医科	1 社	3 3 併	6 家 外	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	6			
公費負担者番号①	2	1	*	*	*	*	*	*	*	公費受給者番号①				
公費負担者番号②	4	4	2	8	*	*	*	*	*	公費受給者番号②				

氏名		特記事項
職務上の事由		

公費①に国公費を、公費②に福祉医療費助成事業の負担者番号・受給者番号をそれぞれ記載します。

診療実日数	保険	2
	公①	1
	公②	2

	保 険	請 求 点	※決 定 点	一部負担金額 円			
療養の給付		3,000					
	公費①	2,000		2,000			
	公費②	3,000		1,200	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点

この事例は、医療保険と自立支援(精神通院)と重度精神障害者医療との3者併用外来の請求です。

福祉医療費助成事業は、国公費が給付する部分についても助成対象となるため、総点数の点数と福祉医療費助成事業の点数が同じになります。

なお、国公費に係る患者負担についても、福祉医療費助成事業の対象となります。

総医療費 30,000 円

医療保険 21,000 円 = 30,000 (総医療費) × 0.7

自立支援 4,000 円 = 20,000 (自立支援医療に係る医療費) × 0.3 - 2,000 (患者負担・福祉医療)

福祉医療 3,800 円 = (30,000 (総医療費) - 20,000 (自立支援医療に係る医療費)) × 0.3 + 2,000 (21患者負担・福祉医療) - 1,200 (44患者負担)

患者 1,200 円 = 1,200 (重度精神障害者医療患者負担)

基-2)国公費併用(小児慢性とこども医療)で同点数

診療報酬明細書(医科入院外)									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公費負担者番号①	5	2	*	*	*	*	*	*	公費受給者番号①
公費負担者番号②	4	8	2	8	*	*	*	*	公費受給者番号②

	1 医科	1 社	3 3 併	6 家 外
保険者番号	0	6		

「3併」で請求します。

診療実日数	保 険	2
	公 ①	2
	公 ②	2

氏 名		特記事項	
職務上の事由			

療養の給付	保 険	請 求 点	※決 定 点	一部負担金額 円	
		公費①		2,000	
公費②		2,000		0	
					※高額療養費 円
					※公費負担点数 点
					※公費負担点数 点

この事例は、医療保険と小児慢性特定疾病医療とこども医療との3者併用外来の請求です。患者負担がない場合は、一部負担金額欄に「0」を記載してください。

総医療費 20,000 円

医療保険 14,000 円 = 20,000 (総医療費) × 0.7

小児慢性 4,000 円 = 20,000 (小児慢性医療に係る医療費) × 0.3 - 2,000 (患者負担)

福祉医療 2,000 円 = 2,000 (小児慢性患者負担)

患 者 0 円

基-3)国公費併用(小児慢性とこども医療)で福祉医療助成なし、患者負担なし

診療報酬明細書(医科入院外)									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公費負担者番号①	5	2	*	*	*	*	*	*	公費受給者番号①
公費負担者番号②									公費受給者番号②

	1 医科	1 社	2 2 併	6 家 外
保険者番号	0	6		

「3併」ではなく、「2併」で請求します。

氏名		特記事項
職務上の事由		

福祉医療費助成事業への請求が生じない場合、公費負担者番号等は記載不要です。

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額	円
	公費①	2,000			
	公費②	2,000			0
				※高額療養費	円
				※公費負担点数	点
				※公費負担点数	点

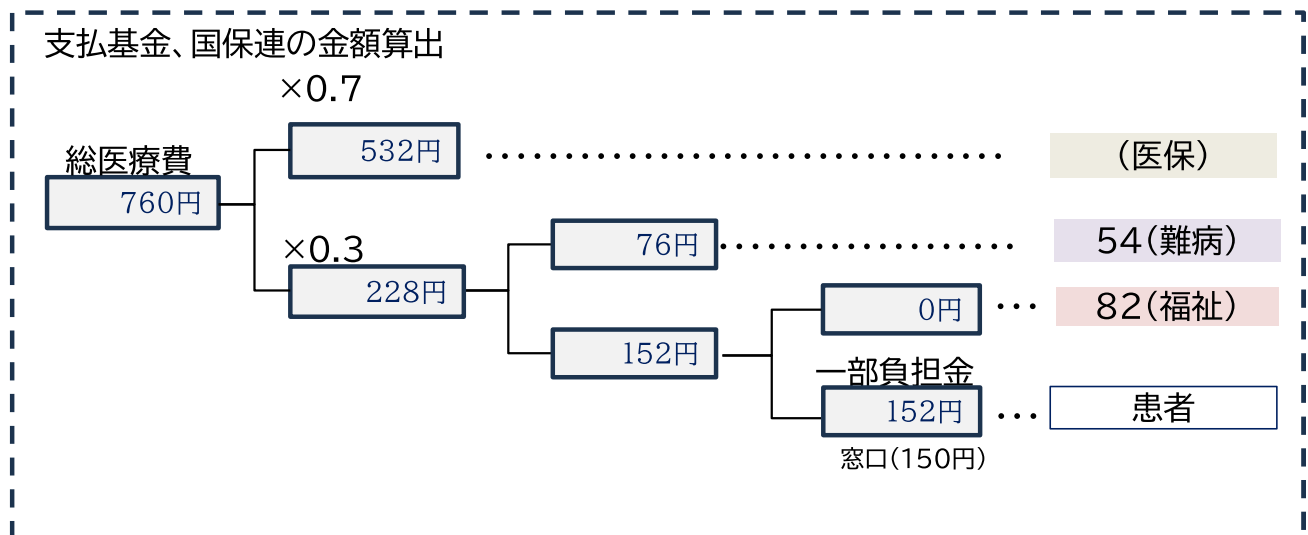
診療実日数	保険	2
	公①	2
	公②	

この事例は、医療保険と小児慢性特定疾病医療とこども医療との3者併用外来の請求です。福祉医療費助成事業の請求が生じない為、2者併用での請求となります。
 ※3者併用の記載でも返戻はいたしません、2者併用として取り扱う内容です。

<u>総医療費</u>	<u>20,000 円</u>
医療保険	14,000 円 = 20,000 (総医療費) × 0.7
小児慢性	6,000 円 = 20,000 (小児慢性医療に係る医療費) × 0.3
福祉医療	0 円
患者	0 円

基-4)国公費併用(指定難病と重度心身障害者医療)で福祉医療助成なし、患者負担あり

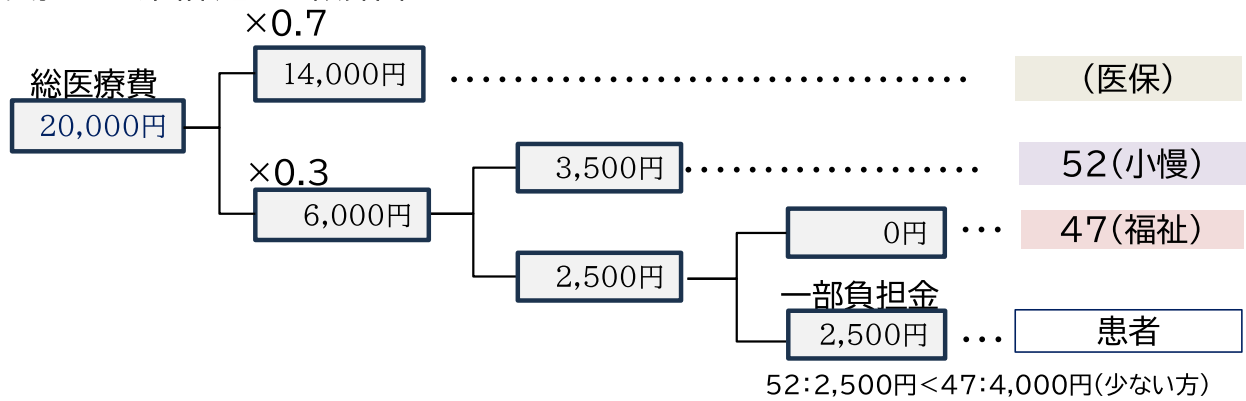
診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分	都道府 県番号	医療機関コード	医科：国：3併：本外
公費負担 者番号①	54	受給者 番号①			保険者 番号 医保
公費負担 者番号②	82	受給者 番号②			
54:負担上限額10,000円 82:負担上限額600円/日・月2回まで				特記	
				28 区ウ	
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】 760円 ①医保 532円 (高額療養費 円) ②難病医療 76円 ③福祉医療 0円 ④患者 152円
保険	医保	76			
公①	54	76	152		
公②	82	76	152		



基-5)国公費併用(小児慢性と子ども医療)で福祉医療助成なし、患者負担あり

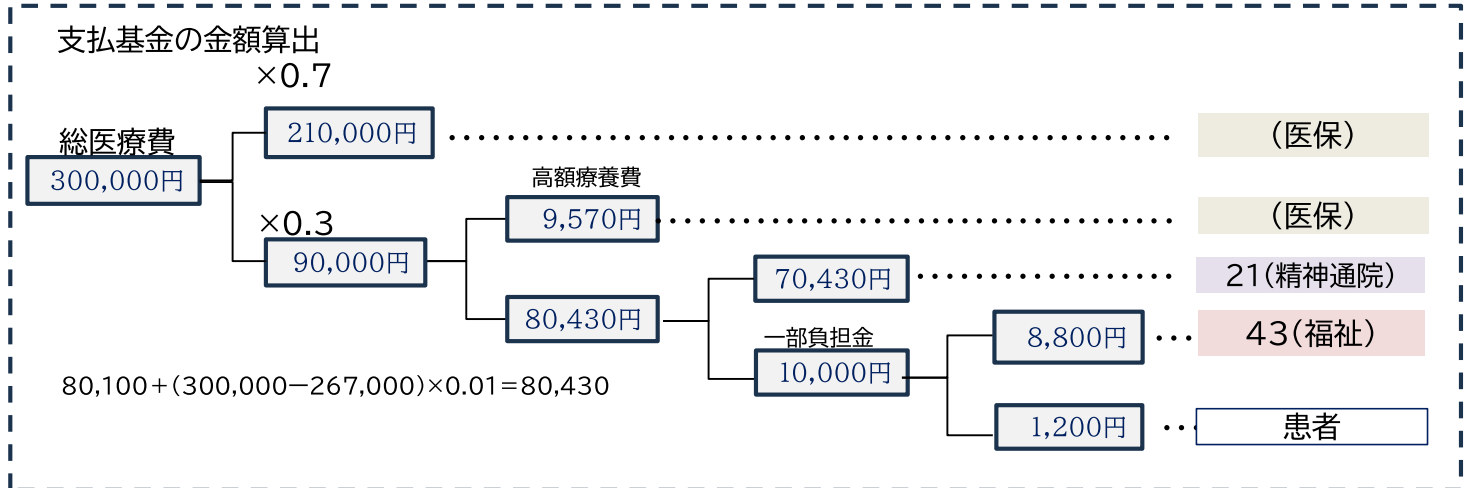
診療報酬等明細書 (医科入院外)	令和8年7月診療分	都道府 県番号	医療機関コード	医科：社：3 併：家外
公費負担者番号①	52	受給者番号①		保険者 番号 医 保
公費負担者番号②	47	受給者番号②		
52:負担上限額2,500円 47:定率2割負担			特記 28 区ウ	
	法別	請 求 点 数	一 部 負 担 金	【総医療費】 20,000円 ①医保 14,000円 (高額療養費 円) ②小児慢性 3,500円 ③福祉医療 0円 ④患者 2,500円
保険	医 保	2,000		
公①	52	2,000	2,500	
公②	47	2,000	2,500	

支払基金、国保連の金額算出



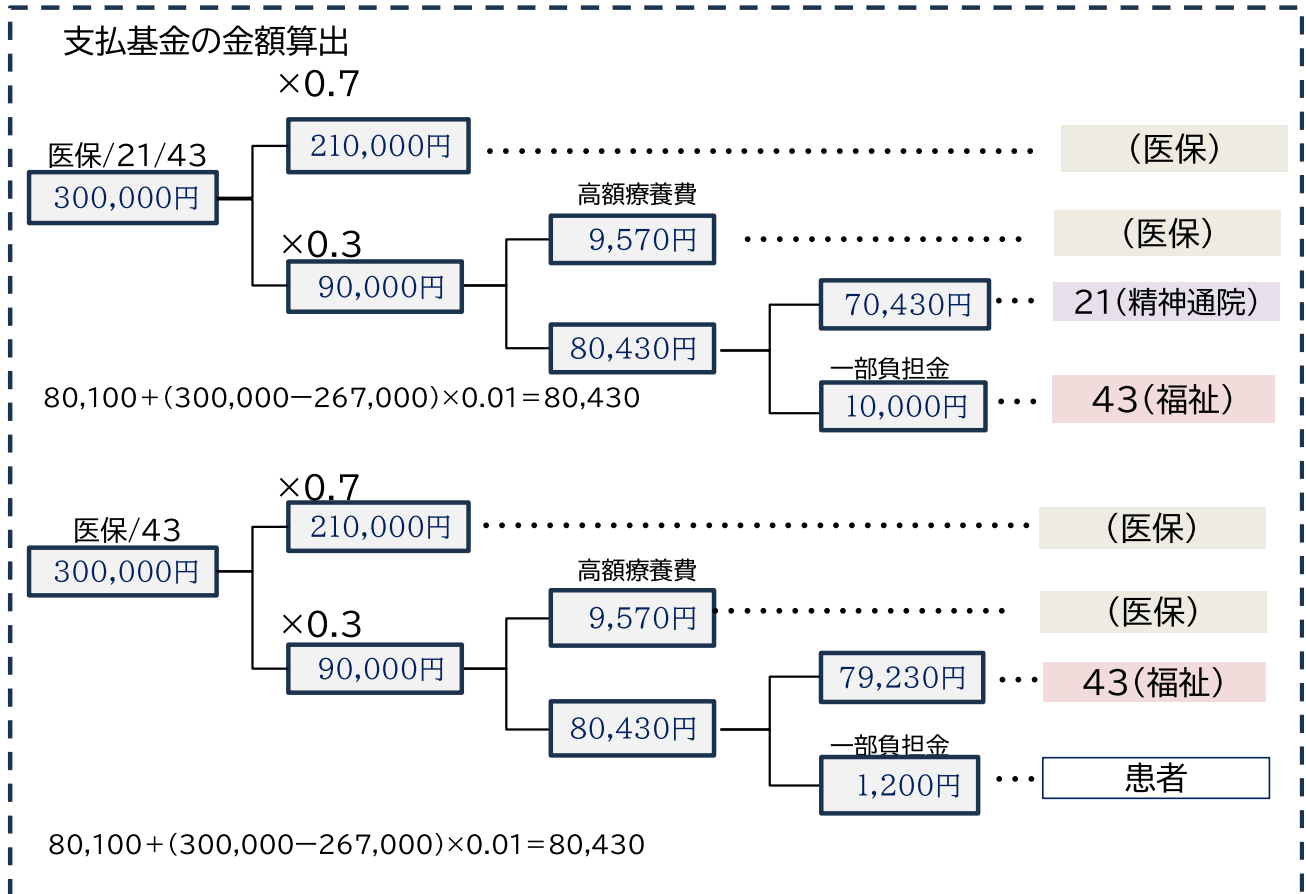
基-6)国公費併用(自立支援(精神通院)と重度精神障害者医療)で同点数(高額あり)

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分	都道府 県番号	医療機関コード	医科:社:3併:本外
公費負担 者番号①	21	受給者 番号①			保険者 番号 医保
公費負担 者番号②	43	受給者 番号②			
21:負担上限額10,000円 43:負担上限額600円/日・月2回まで				特記	
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】 300,000円 ①医保 219,570円 (高額療養費 9,570円) ②通院精神 70,430円 ③福祉医療 8,800円 ④患者 1,200円
保険	医保	30,000			
公①	21	30,000	10,000		
公②	43	30,000	1,200		



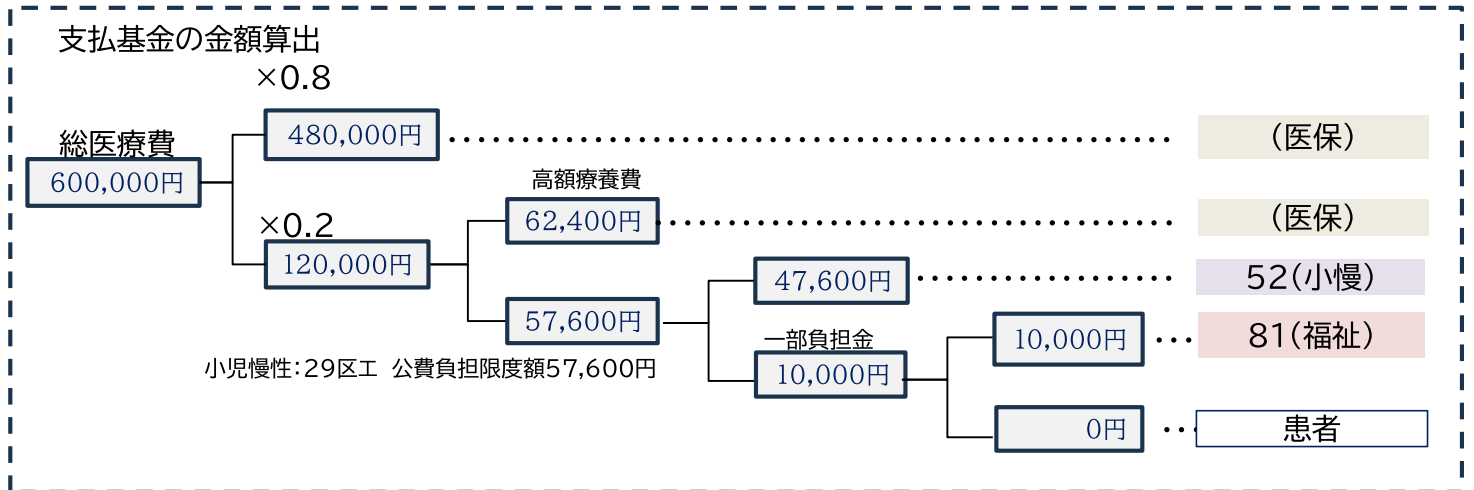
基-7)国公費併用(自立支援(精神通院)と重度精神障害者医療)で異点数(高額あり)

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分		都道府 県番号	医療機関コード	医科：社：3 併：本外	
公費負担 者番号①	21	受給者 番号①		保険者 番号		医保	
公費負担 者番号②	43	受給者 番号②					
21:負担上限額10,000円 43:負担上限額600円/日・月2回まで				特記			
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】 600,000円		
保険	医保	60,000			①医保 439,140円 (高額療養費 19,140円)		
公①	21	30,000	10,000		②通院精神 70,430円		
公②	43	60,000	1,200		③福祉医療 89,230円		
					④患者 1,200円		



基-8)国公費併用(小児慢性と乳幼児医療)で同点数(高額あり・限度額認定あり)

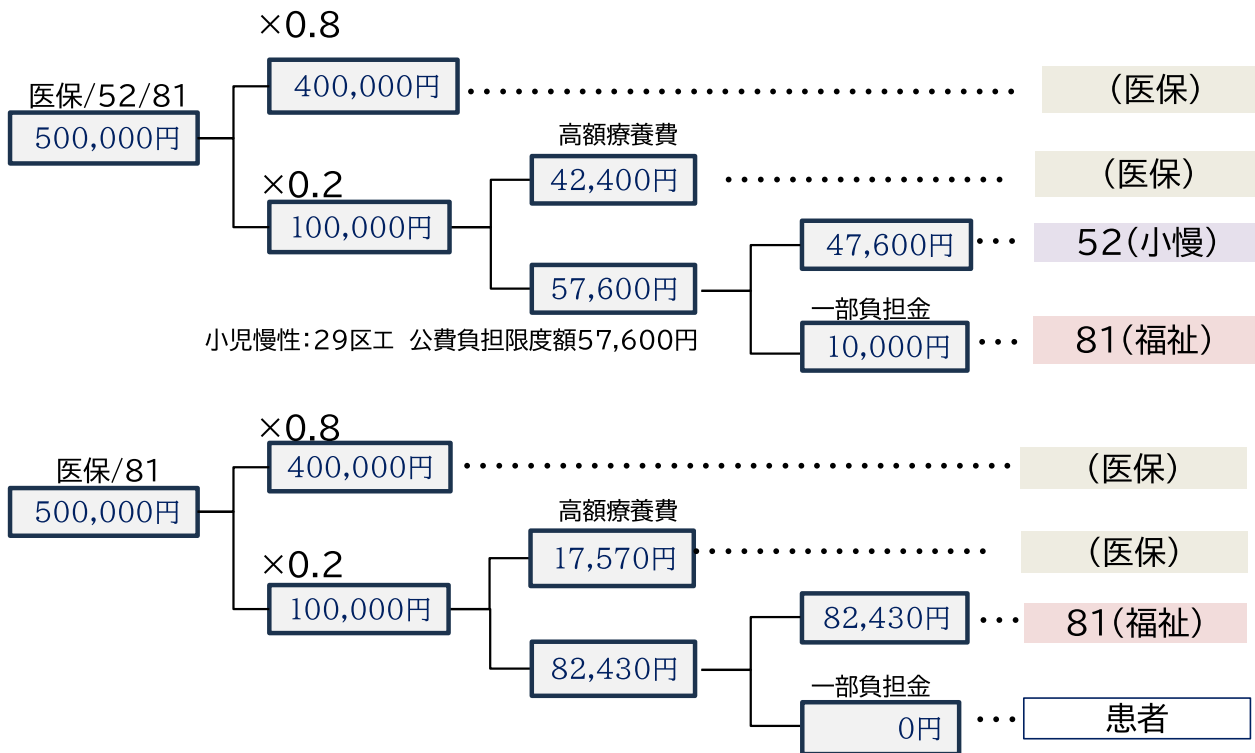
診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分	都道府 県番号	医療機関コード	医科:社:3併:六外
公費負担 者番号①	52	受給者 番号①			保険者 番号 医保
公費負担 者番号②	81	受給者 番号②			
52:負担上限額10,000円 81:負担上限額0円				特記	
				29 区工	
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】600,000円 ①医保 542,400円 (高額療養費 62,400円) ②小児慢性 47,600円 ③福祉医療 10,000円 ④患者 0円
保険	医保	60,000	57,600		
公①	52	60,000	10,000		
公②	81	60,000			



基-9)国公費併用(小児慢性と乳幼児医療)で異点数(高額あり・限度額認定あり)

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分		都道府 県番号	医療機関コード	医科：社：3 併：六 外
公費負担 者番号①	52	受給者 番号①		保険者 番号		医保
公費負担 者番号②	81	受給者 番号②				
52:負担上限額10,000円 81:負担上限額0円				特記 29 区工		
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】1,000,000円	
保険	医保	100,000	(57,600) (82,430)	①医保 859,970円 (高額療養費 59,970円)		
公①	52	50,000	140,030	②小児慢性 47,600円		
公②	81	100,000	10,000	③福祉医療 92,430円		
				④患者 0円		

支払基金の金額算出



$$80,100 + (500,000 - 267,000) \times 0.01 = 82,430$$

国-1)国公費併用(自立支援(精神通院)と重度精神障害者医療)で異点数

診療報酬明細書(医科入院外)									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公費負担者番号①	2	1	*	*	*	*	*	*	公費受給者番号①
公費負担者番号②	4	4	2	8	*	*	*	*	公費受給者番号②

	1 医科	2 国	3 3 併	6 家 外
保険者番号		2 8		

(* 結核、精神通院に係る任意給付のある保険者は除きます)

氏名		特記事項	
職務上の事由			

公費①に国公費を、公費②に福祉医療費助成事業の負担者番号・受給者番号をそれぞれ記載します。

診療実日数	保険	2
	公①	1
	公②	2

療養の給付	保 険	請 求 点	※決 定 点	一部負担金額 円			
				3,000			
	公費①	2,000		2,000			
	公費②	3,000		1,200	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点

この事例は、医療保険と自立支援(精神通院)と重度精神障害者医療との3者併用外来の請求です。

福祉医療費助成事業は、国公費が給付する部分についても助成対象となるため、総点数の点数と福祉医療費助成事業の点数が同じになります。

なお、国公費に係る患者負担についても、福祉医療費助成事業の対象となります。

※精神通院に係る上限額管理票は本来の受給者負担額である「2,000円」を記載してください。

総医療費 30,000 円

医療保険 21,000 円 = 30,000 (総医療費) × 0.7

自立支援 4,000 円 = 20,000 (自立支援医療に係る医療費) × 0.3 - 2,000 (患者負担・福祉医療)

福祉医療 3,800 円 = (30,000 (総医療費) - 20,000 (自立支援医療に係る医療費)) × 0.3 + 2,000 (21患者負担・福祉医療) - 1,200 (44患者負担)

患 者 1,200 円 = 1,200 (重度精神障害者医療患者負担)

国-2)国公費併用(小児慢性とこども医療)で同点数

診療報酬明細書(医科入院外)									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公費負担者番号①	5	2	*	*	*	*	*	*	公費受給者番号①
公費負担者番号②	4	8	2	8	*	*	*	*	公費受給者番号②

	1 医科	2 国	3 3 併	6 家 外
保険者番号		2 8		

「3併」で請求します。

氏名		特記事項	(* 結核・精神通院に係る任意給付のある保険者は除きます)
職務上の事由			

療養の給付	保 険	請 求 点	※決 定 点	一部負担金額 円		
	公費①	2,000		2,000		
	公費②	2,000		0	※高額療養費 円	※公費負担点数 点

	保 険	診 療 実 日 数	2
	公①		2
	公②		2

この事例は、医療保険と小児慢性特定疾病医療とこども医療との3者併用外来の請求です。患者負担がない場合は、一部負担金額欄に「0」を記載してください。

※小児慢性に係る上限額管理票は本来の受給者負担額である「2,000円」を記載してください。

総医療費 20,000 円

医療保険 14,000 円 = 20,000 (総医療費) × 0.7

小児慢性 4,000 円 = 20,000 (小児慢性医療に係る医療費) × 0.3 - 2,000 (患者負担)

福祉医療 2,000 円 = 2,000 (小児慢性患者負担)

患 者 0 円

国-3)国公費併用(小児慢性とこども医療)で福祉医療助成なし、患者負担なし

診療報酬明細書(医科入院外)									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公費負担者番号①	5	2	*	*	*	*	*	*	公費受給者番号①
公費負担者番号②									公費受給者番号②

	1 医科	2 国	2 2 併	6 家 外
保険者番号		2 8		

「3併」ではなく、「2併」で請求します。

診療実日数	保 険	2
	公 ①	2
	公 ②	

(* 結核・精神通院に係る任意給付のある保険者は除きます)

福祉医療費助成事業への請求が生じない場合、公費負担者番号等は記載不要です。

氏 名		特記事項	
職務上の事由			

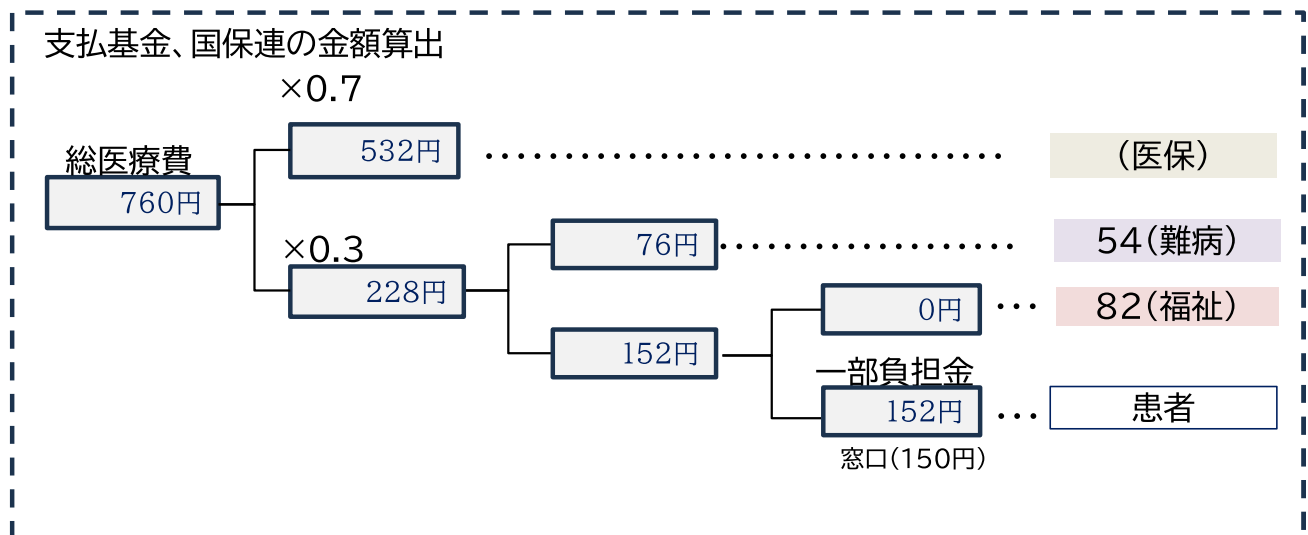
	保 険	請 求 点	※決 定 点	一部負担金額 円
療 養 の 給 付	公 費 ①	2,000		0
	公 費 ②			
	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点	

この事例は、医療保険と小児慢性特定疾病医療とこども医療との3者併用外来の請求です。福祉医療費助成事業の請求が生じない為、2者併用での請求となります。
 ※3者併用の記載でも返戻はいたしません、2者併用として取り扱う内容です。

<u>総医療費</u>		<u>20,000 円</u>
医療保険		14,000 円 = 20,000 (総医療費) × 0.7
小児慢性		6,000 円 = 20,000 (小児慢性医療に係る医療費) × 0.3
福祉医療		0 円
患 者		0 円

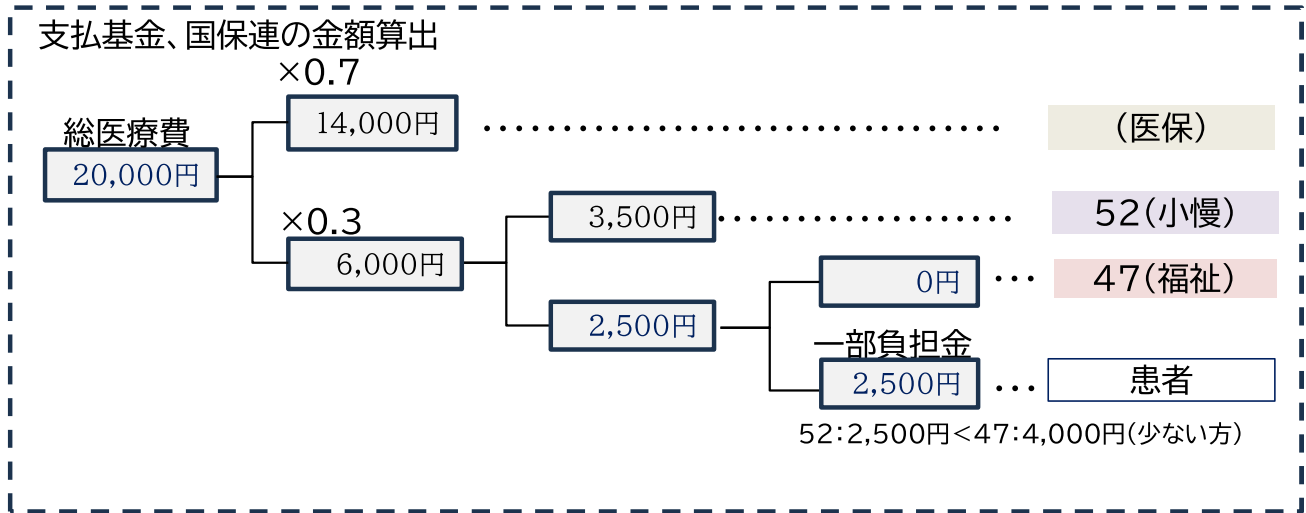
国-4)国公費併用(指定難病と重度心身障害者医療)で福祉医療助成なし、患者負担あり

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分	都道府 県番号	医療機関コード	医科：国：3併：本外
公費負担 者番号①	54	受給者 番号①			保険者 番号 医保
公費負担 者番号②	82	受給者 番号②			
54:負担上限額10,000円 82:負担上限額600円/日・月2回まで				特記	
				28 区ウ	
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】 760円 ①医保 532円 (高額療養費 円) ②難病医療 76円 ③福祉医療 0円 ④患者 152円
保険	医保	76			
公①	54	76	152		
公②	82	76	152		



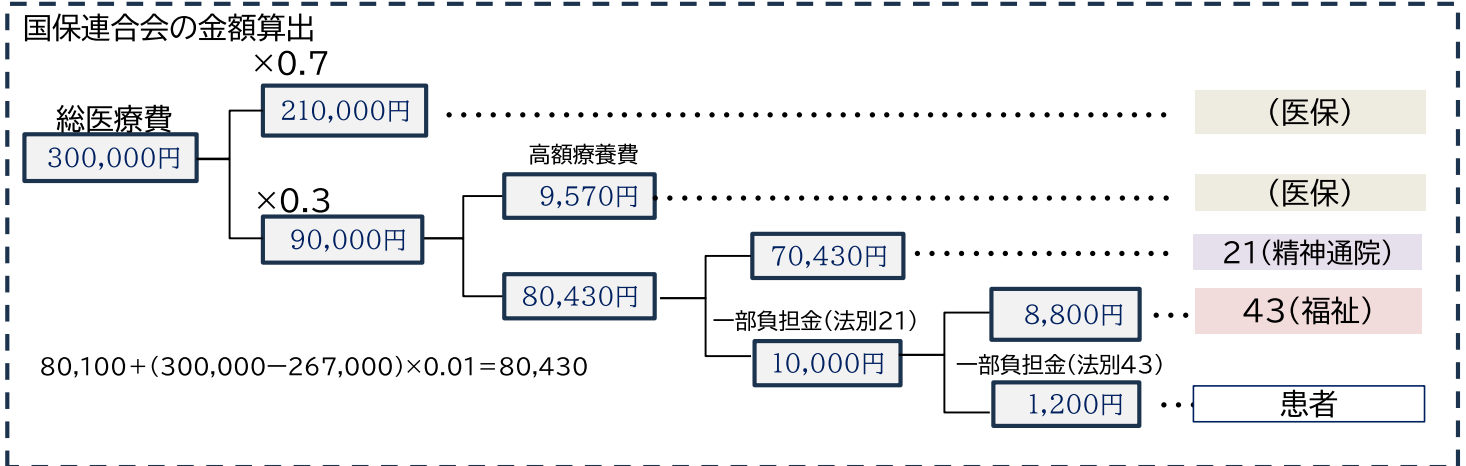
国-5)国公費併用(小児慢性と子ども医療)で福祉医療助成なし、患者負担あり

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分	都道府 県番号	医療機関コード	医科：国：3 併：家外
公費負担 者番号①	52	受給者 番号①			保険者 番号 医保
公費負担 者番号②	47	受給者 番号②			
52:負担上限額2,500円 47:定率2割負担				特記	
				28 区ウ	
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】 20,000円 ①医保 14,000円 (高額療養費 円) ②小児慢性 3,500円 ③福祉医療 0円 ④患者 2,500円
保険	医保	2,000			
公①	52	2,000	2,500		
公②	47	2,000	2,500		



国-6)国公費併用(自立支援(精神通院)と重度精神障害者医療)で同点数(高額あり・限度額認定あり)

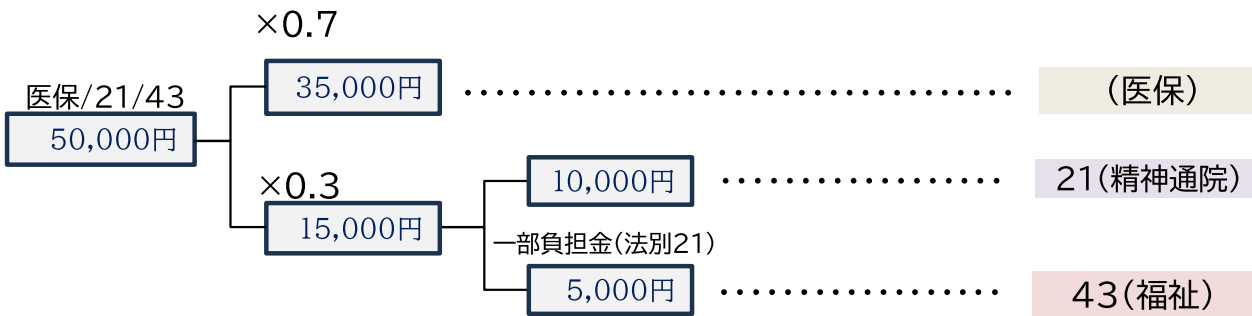
診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分		都道府 県番号	医療機関コード	医科：国：3 併：本外
公費負担 者番号①	21	受給者 番号①		保険者 番号		医保
公費負担 者番号②	43	受給者 番号②				
21:負担上限額10,000円 43:負担上限額600円/日・月2回まで				特記		
				28 区ウ		
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】 300,000円	
保険	医保		(80,430)		①医保 219,570円 (高額療養費 9,570円)	
		30,000	(0)		②精神通院 70,430円	
			80,430		③福祉医療 8,800円	
公①	21	30,000	10,000		④患者 1,200円	
公②	43	30,000	1,200			



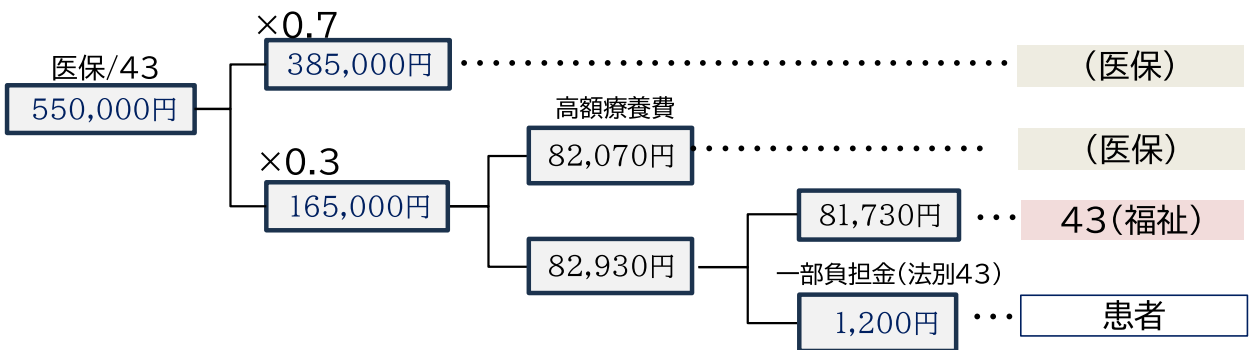
国-7)国公費併用(自立支援(精神通院)と重度精神障害者医療)で異点数(高額あり・限度額認定あり)

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分		都道府 県番号	医療機関コード	医科：国：3併：本外
公費負担 者番号①	21	受給者 番号①		保険者 番号		医保
公費負担 者番号②	43	受給者 番号②				
21:負担上限額5,000円 43:負担上限額600円/日・月2回まで				特記 28 区ウ		
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】 600,000円	
保険	医保	60,000	(15,000) (82,930)	97,930	①医保 502,070円 (高額療養費 82,070円)	
公①	21	5,000	5,000		②精神通院 10,000円	
公②	43	60,000	1,200		③福祉医療 86,730円 ④患者 1,200円	

国保連合会の金額算出



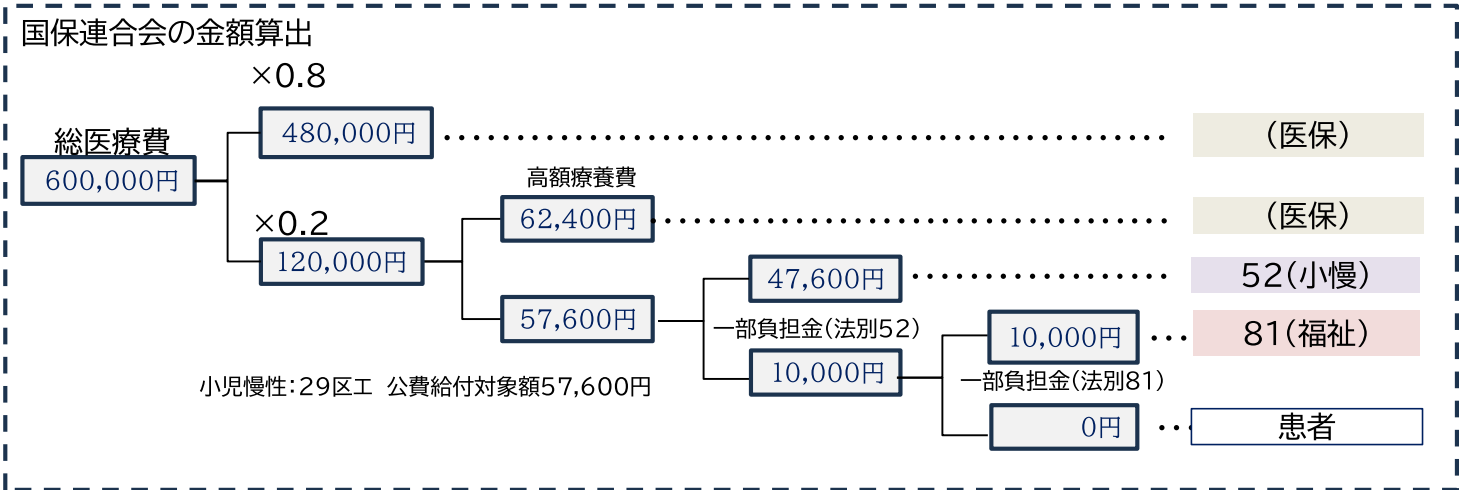
*50,000円×3割が21,000円を超えないため世帯合算対象外となります。



$80,100 + (550,000 - 267,000) \times 0.01 = 82,930$

国-8)国公費併用(小児慢性と乳幼児医療)で同点数(高額あり・限度額認定あり)

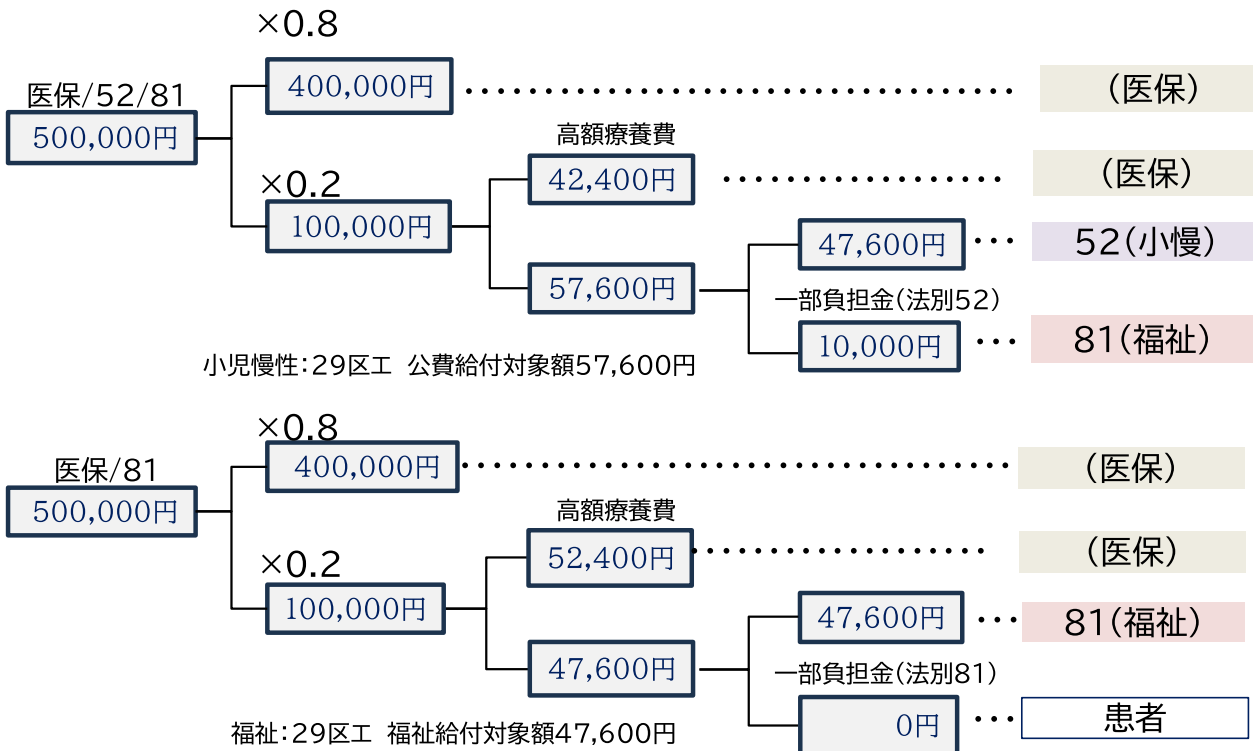
診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分		都道府 県番号	医療機関コード	医科：国：3 併：六外
公費負担 者番号①	52	受給者 番号①		保険者 番号		医保
公費負担 者番号②	81	受給者 番号②				
52:負担上限額10,000円 81:負担上限額0円				特記 29 区工		
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】600,000円	
保険	医保		(57,600) (0)		①医保 542,400円 (高額療養費 62,400円)	
		60,000	57,600		②小児慢性 47,600円	
公①	52	60,000	10,000		③福祉医療 10,000円	
公②	81	60,000	0		④患者 0円	



国-9)国公費併用(小児慢性と乳幼児医療)で異点数(高額あり・限度額認定あり)

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分		都道府 県番号	医療機関コード	医科：国：3 併：六 外
公費負担 者番号①	52	受給者 番号①		保険者 番号	医保	
公費負担 者番号②	81	受給者 番号②				
52:負担上限額10,000円 81:負担上限額0円				特記 29 区工		
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】1,000,000円	
保険	医保	100,000	(57,600) (47,600)	105,200	①医保 894,800円 (高額療養費 94,800円)	
公①	52	50,000	10,000		②小児慢性 47,600円	
公②	81	100,000	0		③福祉医療 57,600円 ④患者 0円	

国保連合会の金額算出

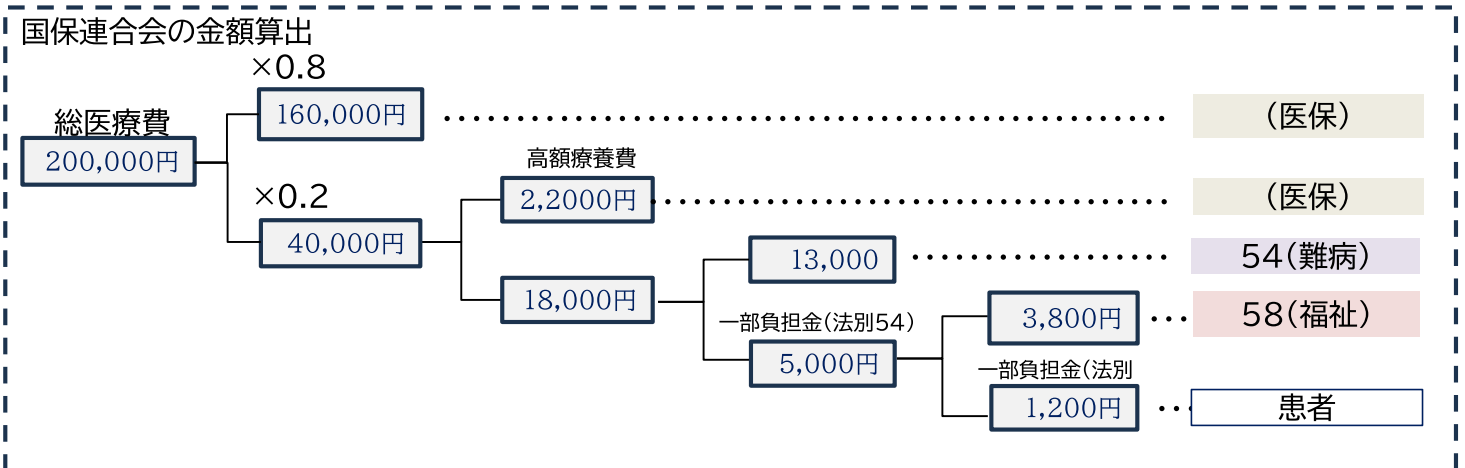


*本来保険単独分として窓口負担する額57,600円から法別52の一部負担金額10,000円を引いた額になります。

国-10)国公費併用(指定難病と高齢重度心身障害者医療)で同点数(高額あり)(後期)

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分	都道府 県番号	医療機関コード	医科:後:3併:高外一
公費負担 者番号①	54	受給者 番号①		保険者 番号	後期
公費負担 者番号②	58	受給者 番号②			
54:負担上限額5,000円 58:負担上限額600円/日・月2回まで			特記	41区力	
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】200,000円 ①医保 182,000円 (高額療養費 22,000円) ②難病医療 13,000円 ③福祉医療 3,800円 ④患者 1,200円
保険	医保		(18,000)	(0)	
		20,000	18,000		
公①	54	20,000	5,000		
公②	58	20,000	1,200		

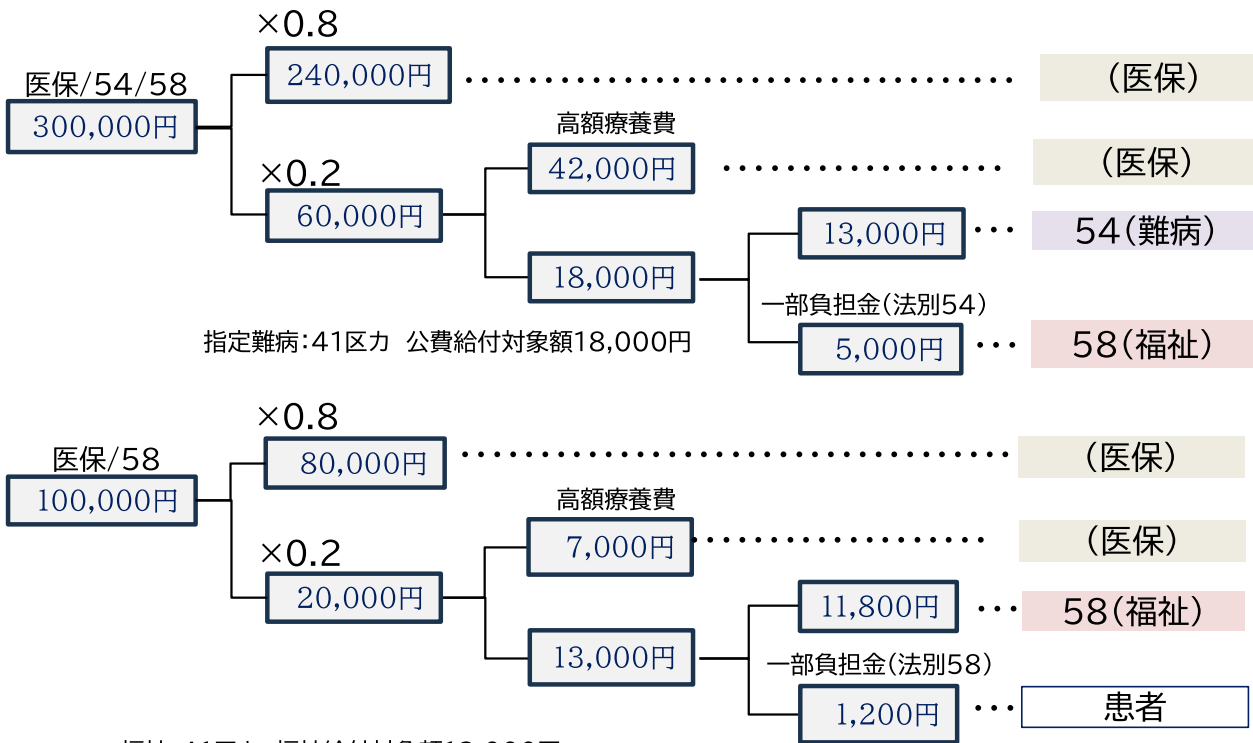
※指定難病に係る上限額管理票は本来の受給者負担額である「5,000円」で記載してください。



国-11)国公費併用(指定難病と高齢重度心身障害者医療)で異点数(高額あり)(後期)

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分		都道府 県番号	医療機関コード	医科:後:3併:高外一
公費負担 者番号①	54	受給者 番号①		保険者 番号		後期
公費負担 者番号②	58	受給者 番号②				
54:負担上限額5,000円 58:負担上限額600円/日・月2回まで				特記 41区力		
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】400,000円	
保険	医保	40,000	(18,000) (13,000)	31,000	①医保 369,000円 (高額療養費 49,000円)	
公①	54	30,000	5,000		②難病医療 13,000円	
公②	58	40,000	1,200		③福祉医療 16,800円 ④患者 1,200円	

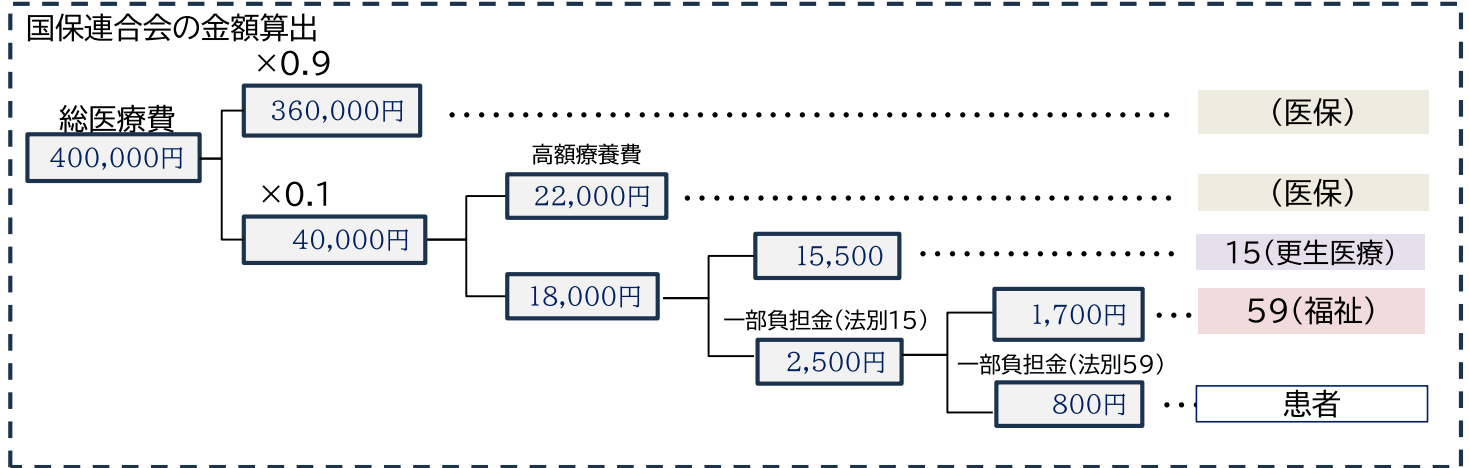
国保連合会の金額算出



*本来保険単独分として窓口負担する額18,000円から法別54の一部負担金額5,000円を引いた額になります。

国-12)国公費併用(自立支援(更生医療)と高齢重度心身障害者医療)で同点数(高額あり・限度額認定あり)(後期)

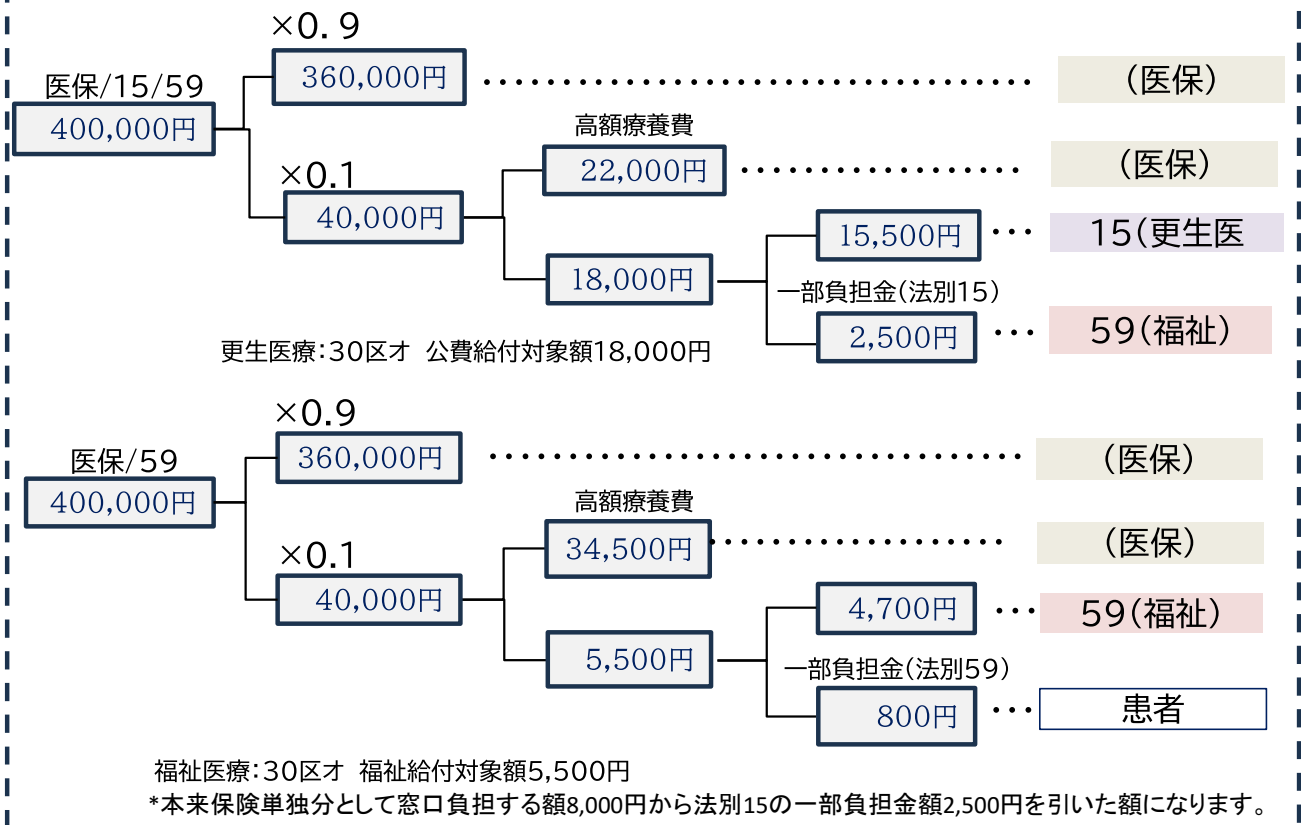
診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分		都道府 県番号	医療機関コード	医科:後:3併:高外一
公費負担 者番号①	15	受給者 番号①		保険者 番号		後期
公費負担 者番号②	59	受給者 番号②				
15:負担上限額2,500円 59:負担上限額400円/日・月2回まで				特記		
				30区才	低1	
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】400,000円	
保険	医保		(18,000)		①医保 382,000円 (高額療養費 22,000円)	
		40,000	(0)		②更生医療 15,500円	
			18,000		③福祉医療 1,700円	
公①	15	40,000	2,500		④患者 800円	
公②	59	40,000	800			



国-13)国公費併用(自立支援(更生医療)と高齢重度心身障害者医療)で異点数(高額あり・限度額認定あり)(後期)

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分		都道府 県番号	医療機関コード	医科:後:3併:高外一
公費負担 者番号①	15	受給者 番号①		保険者 番号		後期
公費負担 者番号②	59	受給者 番号②				
15:負担上限額2,500円 59:負担上限額400円/日・月2回まで				特記		
				30区才	低1	
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】800,000円	
保険	医保	80,000	(18,000) (5,500) 23,500	①医保 776,500円 (高額療養費 56,500円)		
公①	15	40,000	2,500	②更生医療 15,500円		
公②	59	80,000	800	③福祉医療 7,200円		
				④患者 800円		

国保連合会の金額算出



国-14)国公費併用(自立支援(精神通院)と重度精神障害者医療)で同点数(任意給付あり)

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分	都道府 県番号	医療機関コード	医科：後：2 併：本外
公費負担 者番号①	21	受給者 番号①			保険者 番号 医保
公費負担 者番号②		受給者 番号②			
21:負担上限額10,000円 43:負担上限額600円/日・月2回まで				特記 28区ウ	任意給付のある保険者(精神通院) *兵庫県下では 相生市、赤穂市、福崎町、神河町
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】 40,000円 ①医保 32,000円 (任意給付 4,000円) ②精神通院 8,000円
保険	医保	4,000			
公①	21	4,000	4,000		
公②					

この事例は、医療保険と障害者自立支援医療(精神通院)と重度精神障害者医療との3者併用外来の請求です。障害者自立支援医療(精神通院)の一部負担金2,000円は医療保険の任意給付となり、福祉医療費助成事業の請求が生じない為、2者併用での請求となります。



国-15)国公費併用(自立支援(精神通院)と重度精神障害者医療)で異点数(任意給付あり)

診療報酬等明細書 (医科入院外)		令和8年7月診療分	都道府 県番号	医療機関コード	医科：国：3 併：本外
公費負担 者番号①	21	受給者 番号①			保険者 番号 医保
公費負担 者番号②	43	受給者 番号②			
21:負担上限額10,000円 43:負担上限額600円/日・月2回まで				特記 28 区ウ	任意給付のある保険者(精神通院) * 兵庫県下では 相生市、赤穂市、福崎町、神河町
	法別	請求点数	一部負担金		【総医療費】 30,000円 ①医保 23,000円 (任意給付 2,000円) ②精神通院 4,000円 ③福祉医療 1,800円 ④患者 1,200円
保険	医保	3,000			
公①	21	2,000	2,000		
公②	43	3,000	1,200		

国保連合会の金額算出

